






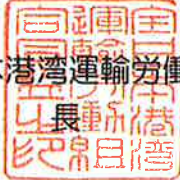
2020年8月5日
全国港湾20発第4号
港運同盟発20-第20号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 日吉正博



「港湾の自動化・機械化に関する労使協議会」の開催に係る申し入れ

周知のとおり、国土交通省が推進する「港湾の自動化・機械化政策」、とりわけRTG遠隔操作事業(以下「同事業」と略)をめぐる、港湾労働者の雇用確保をはじめとする諸課題について、労使協議を進めてきたところです。先般、20春闘(仮)合意においても「真摯に協議を行う」ことを確認しています。

しかしながら、標記の労使協議会の下に設置したWGにおいて協議を進めてきましたが、「同事業」の公募期限が迫った7月31日に至るも、具体的対策を講じることができませんでした。同事業は、応募に当たって「関係者の調整状況」を明記することが求められており、中央・地区及び関係労使が雇用・就労に関する真摯な協議をふまえた必要な対策の協議と合意が不可欠と認識しています。

WGにおいて、日港協は、「中央での協議において何らかの起案が必要」と表明され、組合側は雇用確保に関する考え方を提示しています。ついては、同事業の公募期日が過ぎた状況であっても、労使の課題を整理したうえで、港湾労働者の雇用・就労、中小港運事業者の事業基盤を守る有効で具体的な対策を協議することが必要と考えます。

以上の観点から、WGの協議経過を尊重しつつ、あらためて標記の労使協議会を開催し、同事業をめぐる諸課題に対処しうる産別労使の対策について協議を行うよう以下の通り申し入れます。

記

1. 「港湾の自動化・機械化に関する労使協議会」を開催し、同事業に係る諸課題について協議を行うこと。
2. 同協議会の開催は可及的速やかに行うこととし、日時については事務局間で調整すること。

以上